

福島県県南地域基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、福島県県南地域（平成 29 年 8 月 1 日現在における福島県白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村の行政区域。以下、福島県県南地域という。）とする。概ねの面積は 12 万 3 千ヘクタール程度（福島県県南地域面積）である。ただし、上記の促進区域中、下表で○を掲げた区域を除外する。

また、本区域は特定植物群落である「迫原のイヌブナ林」等を含むものであるため、8.において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、下表で×を掲げた区域は、上記の促進区域中には存在しない。

自然環境保全法に規定する自然環境保全地域	×
自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域	×
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区	×
自然公園法に規定する国立・国定公園区域	○
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区	○
自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域	○
自然公園法に規定する都道府県立自然公園	○
環境省が選定した生物多様性の観点から重要度の高い湿地及び特定植物群落	○
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	×
自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域	×
シギ・チドリ類渡来湿地	×
国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域	×
保安林及び国有林	○

（2）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等） （地理的条件）

福島県県南地域は、中通りの南部に位置し茨城・栃木両県と接する地域で、那須連峰や八溝山系等の緑あふれる森林やこれらを源とするきらめく水の流れなど美しく豊かな自然に恵まれていることに加え、首都圏から200km圏内にあり、みちのくの玄関口として首都圏に隣接する地理的優位性がある。

そのため、北関東との広域的な連携や交流の促進によって、多面的な発展が可能な地域であり、これまでに整備された憩いの場・体験活動拠点の活用、さらには「職・住・悠」の調和する新たな生活や産業拠点の整備により、交流・定住人口の増加が見込まれている。

また、気候については、複雑な地形と山系の接近によって山岳気候の影響を強く受け、西白

河方部では夏冷涼で気温が比較的低く、降雨量が多いのに対し、東白川方部は温暖で積雪は極めて少ない。

（インフラの整備状況）

交通アクセスについては、東北新幹線、東北自動車道、あぶくま高原道路、福島空港などの高速交通体系により、東北新幹線により東京まで約80分、東北自動車道「川口 J C T」及び小名浜港へ約2時間、新潟港まで約2時間30分、福島空港からは大阪や札幌へ定期直行便で結ばれている。さらに、平成20年に国道289号甲子道路が開通したことにより南会津地域が通勤圏になるとともに、平成21年には「白河中央スマート I C」が開通するなど、道路交通網の整備が進められている。重要港湾である小名浜港とも近接しており、物流環境が整備されている地域である。

（産業構造）

管内における工業の事業所数（従業員4人以上の事業所）は、433箇所（県内構成比11.4%、平成26年工業統計調査）、工業の従業者数は21,108人（同13.8%）となっている。製造品出荷額等は、8,623億6,364万円で県全体の16.9%を占めている。

産業中分類別にみると、「電子」が1,490億4,684万円（県内構成比42.8%）と高く、次いで「ゴム」が1,370億2,148万円（同68.7）の順となっている。

さて、次の表は地域経済分析システムによる製造業の本地域における産業構造である。

前述のとおり、県内で電子産業、ゴム産業で高い割合を持つ県南地域となっているが、県南地域における強みとしては、電子産業、ゴム産業、プラ産業の順となっている。

福馬県白河市、福馬県西郷村、福馬県東郷村、福馬県中郷村、福馬県久保町、福馬県櫛倉町、福馬県久保町、福馬県新町、福馬県鮫川村

業種	金額 (百万円)
製造業>電子部品・デバイス・電子回路製造業	133,757.26
製造業>プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	77,443.94
製造業>事務用機械器具製造業	48,438.36
製造業>ゴム製品製造業	123,938.48
製造業>非鉄金属製造業	20,448.48
製造業>金属製品製造業	17,522.99
製造業>食料品製造業	16,188.47

管内の人口は、平成29年4月1日現在（現住人口）141,867人で、県人口全体の約7.5%を占める。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

当該地域は、雇用者の約3割、売上高の約6割、付加価値額の約5割が製造業となっており、製造業を中心としたものづくり産業を中心とした経済構造をなしている。航空宇宙関連産業や、輸送用機械関連産業、半導体関連産業、医療福祉機器関連産業、食品関連産業など、多様な産業が集積しており、産業活動が盛んな地域である。多様な産業が集積していることを背景に、成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに生産性改革を進め、質の高い雇用創出を行う。

さらに、県が策定した「福島県商工業基本計画」(令和3年12月改定)においては、再生可能エネルギー関連産業に加え、水素・環境・リサイクル関連産業分野を新たに位置づけ、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を加速し、環境と経済の好循環を創り出していく。

(2) 経済的効果の目標

- 1件あたりの約0.4億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を12件程度創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.3倍(平成25年福島県産業連関表(全産業平均)1.2873倍)の波及効果を与え、促進区域で約6.2億円の付加価値を創出することを目指す。
- 6.2億円の付加価値は促進区域の製造業における集積を図ろうとする関連産業の付加価値3,057億円(平成26年実績)の約0.2%である。
- また、KPIとして、地域経済牽引事業新規承認件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	620百万円	—

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業新規承認件数	—	12件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値が 3,626

万円（福島県の1事業所当たり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成24年））を上回ること。

（3）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で3%増加すること。
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で1%増加すること。
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で1%増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（1）重点促進区域

①白河市

別紙重点促進区域一覧のとおり。

概ねの面積は493ヘクタール程度であり、農用地区域は7ヘクタール程度である。

地図は別紙のとおり。

なお、重点促進区域21の大信第一工業団地は農業振興地域整備計画における農用地区域を含んでおり、当該計画においては優良農地を可能な限り保持することとしている。一方で、荒廃状況に応じて農業以外の土地利用についての検討や、快適で安全な暮らしに必要な定住環境の整備等を推進することにより、魅力ある農村の形成を目指すとしている。

当該地は用水受益の末端区域であり、高温渇水時期の区域内への用水の供給は難しく、耕作者の高齢化が進んでいるため、農地として保持することは難しい。

魅力ある農村の形成については、当該地に立地する企業に対し、地域住民が集う公園や多目的広場の整備を促すことにより、地域の生活環境の向上に寄与する役割を果たす。さらに農外所得を求める農業従事者の他産業への就業機会の確保にも繋がるため、これらの方針とも調和したものである。

②西郷村

別紙重点促進区域一覧のとおり。

概ねの面積は3,136ヘクタール程度である。

地図は別紙のとおり。

③泉崎村

別紙重点促進区域一覧のとおり。

概ねの面積は、179ヘクタール程度である。

地図は別紙のとおり。

④中島村

別紙重点促進区域一覧のとおり。

概ねの面積は104ヘクタール程度である。

地図は別紙のとおり。

⑤矢吹町

別紙重点促進区域一覧のとおり。

概ねの面積は 233 ヘクタール程度であり、農用地区域は 1 ヘクタール程度（西長峰地区の一部）である。

地図は別紙のとおり。

⑥棚倉町

別紙重点促進区域一覧のとおり。

概ねの面積は 77.2 ヘクタール程度である。

地図は別紙のとおり。

⑦矢祭町

別紙重点促進区域一覧のとおり。

概ねの面積は 341 ヘクタール程度である。

地図は別紙のとおり。

⑧埴町

別紙重点促進区域一覧のとおり。

概ねの面積は 70 ヘクタール程度である。

地図は別紙のとおり。

⑨鮫川村

別紙重点促進区域一覧のとおり。

概ねの面積は 15.6 ヘクタール程度である。

地図は別紙のとおり。

（２）区域設定の理由

①白河市

本区域の特性として、輸送用機械関連産業、食品関連産業などの高い技術力を有している企業が多く集積しており、成長ものづくり産業を推進し、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当である。

○遊休地等の賦存状況

区域設定に当たっては、令和元年工場適地調査において、白河市に約 20 ヘクタールが空き工業団地として把握されているが、新たな工場の用地として十分な面積を備えていることからこれを含めて重点促進区域を設定する。

○「３ 工業の森・新白河」

オーダーメイド型工業団地であり、東北自動車道「白河中央スマートＩＣ」からは車で 5 分、東北新幹線停車駅「新白河」駅からは車で 10 分の距離に位置しており、医療機器、航空宇宙などの成長するものづくり企業の集積が今後期待されている区域である。

○「27 大信第 1 工業団地」

当該区域は、東北自動車道「矢吹 IC」からは車で 5 分の距離に位置しており、矢吹 IC までの道のりも県道 58 号線、国道 4 号線と大型輸送車の乗り入れもしやすく、交通インフラが整備されている。既に 3 社が操業しており、成長ものづくり産業の物流・製造拠点として重点的に推進するため更に区域を拡大し重点促進区域として設定する。

ただし、本区域は農用地区域を含んでいるため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用調整の方針を記載する。白河市には大型未利用地が約 18ha 存在するが（令和元年工場適地調査）、現在この未利用地は販売用地の相談を受けており、誘致が見込まれている。当該区域以外に成長ものづくり産業の物流・製造拠点として事業を展開できる余地のある区域は存在しないため、当該区域において必要最小限度の農地活用を行う。

○「39 町屋地区 1」

地元企業が工場、倉庫として使用することが決定し、地元食材を使った冷凍ピザ製造、さらに地域の住民が集うことができるカフェの設置も検討されている。周辺には保育園、幼稚園が集積しており、働く場が提供されることで特に女性の就労機会が増えることが期待される。

○上記以外の区域

企業立地促進法に基づく「福島県県南地域基本計画」の重点区域について指定しており、当該区域は、輸送用機械関連産業、食品製造業などが集積し、高い技術力を有している企業が多くあるため、重点促進区域として設定した。

②西郷村

本区域の特性として電子機器関連産業及び医療福祉機器関連産業の事業者が多数集積している場所であり、また東北新幹線「新白河駅」及び東北自動車道「白河 I C」から半径 7 km 以内に位置し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所である。当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

○遊休地等の賦存状況

区域設定に当たっては、平成 28 年工場適地調査において、西郷村に約 31 ヘクタールが空き工業団地として把握されているが、新たな工場の用地として十分な面積を備えていることからこれを含めて重点促進区域を設定する。

○「重点促進区域 A」

当該区域に当たっては、白河 I C より 3 km 程に産業が集積しており、都市計画法上の用途地域外に属する地区であるが、平成 22 年よりパーツ精工(株)が操業を開始し、安定した設備投資等を行っている。輸送用機械関連産業や電気機械関連産業等の工場増設見込まれ、重点促進区域として設定し、産業の集積を図ることとする。また、同地区周辺にも、(株)寿製作所等が産業集積し、震災以降も積極的な設備投資を行っており、同様に重点促進区域として設定する。

○「重点促進区域 B」

大平工業団地内には、半導体関連産業など現在 3 社立地している。その中でも信越半導体(株)が積極的な設備投資や研究・開発を行っており、電子機械関連産業の形成及び活性化が図られている状況にある。また、周辺地域には、白河オリンパス(株)が県ハイテクプラザ等と連携した新技術の開発を積極的に行っていると同時に、大規模な増設を行い、同じ区域内にある富士システムズ(株)とともに医療福祉機器関連産業においても集積が見込まれるほか、自動車部品等を製造する輸送用機械関連産業の日本伸管(株)においても、研究開発センターや設備投資が盛んに行われているために重点促進区域として設定する。

○「重点促進区域C」

三菱製紙(株)のある当区域は、東北新幹線「新白河駅」の目の前に立地しており、大都市圏へのアクセスの利便性を活かしつつ、紙加工品製造業の他に試験研究部門等があり、開発の拠点の強化などの地域経済牽引事業を重点的に促進するために設定する。

○「重点促進区域D」

長久保工業団地においては、同村内に立地している信越半導体(株)が新たな工場立地計画の候補地の一つとして所有しており、将来的に産業の集積が見込めることから重点促進区域として設定する。

○「重点促進区域E」

相山工業団地には、電子機械関連産業（2社）、繊維工業（1社）が立地しており、電子機械関連産業においては積極的な研究開発や設備投資を行っている状況であり、繊維工業を主とする東洋羽毛工業(株)は、従来廃棄物として処理されていた物をリサイクルして有効活用する研究し製品化している実績などを鑑み、今後も成長する産業として重点促進区域として設定する。

○「重点促進区域F」

当該区域は、(株)長谷川機械製作所が立地しており、近年は研究開発センターを建設する等積極的な設備投資が行われている。生産用機械器具の開発から製造までこなし、村内企業と活発に取引を行っている企業であり、地域の貢献性が高く成長が見込まれるため重点促進区域として設定する。

○「重点促進区域G」

当該区域は、昭和58年に造成された。平成20年に国道289号線甲子トンネルが開通し、県南地方と会津地方が直接結ばれ、人及び物の交通、移動が盛んになり、今後の工場立地が見込まれる。そこで西郷村としても当該区域を空き工場用地の核として成長ものづくり産業を推進するため重点的に支援すべき区域として設定する。

○「重点促進区域H」

当該区域には、金属加工から火薬類製造・填薬・加工品類組立を一貫して行う日本工機(株)が立地しているが、培ってきた技術を輸送用機械関連産業や航空宇宙関連産業に活かす研究開発を行っており、実際に小惑星探査機「はやぶさ2」の製造にも携わっている。今後も新たな事業展開を見込めること及び工場の用地を拡充することに十分な面積を備えていることから重点促進区域として設定する。

○「重点促進区域I」

村北部に位置する当該区域は、輸送用機械関連産業の集積があり、今後も成長ものづくり産業を推進するため支援を投入すべき区域である。また、当該区域に立地している豊盛工業(株)の隣接地には遊休地が残っており、新たな工場の増設地として十分な面積を備えていることからこれらを含めて重点促進区域として設定する。

○「重点促進区域J」

当該区域には、坂ノ影工業団地内及び周辺地域には6社が立地しており、電気機器関連産業が多数集積している。今後の積極的な設備投資や村内企業と活発に取引を行っている企業が多くあり地域の貢献性が高く成長が見込まれるため重点促進区域として設定する。

○「重点促進区域K」

都市計画法上の用途地域外に属する地区であるが、工場用地としてオーダーメイド型の

工業団地を計画しており、近隣には住宅等も少なく産業集積に適した地域である。また、近隣の重点促進区域に日本工機㈱や豊盛工業㈱などがあり、輸送用機械関連産業の集積を図ることができる。工業団地として輸送用機械関連産業の更なる集積が見込まれることから重点促進区域として設定する。成長ものづくり産業を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。これらの状況を踏まえ、近接する既存の区域と連携しながら一体的に集積を図ることとする。

○「重点促進区域L」

当該区域は、国道4号線及び東北自動車道「白河IC」に隣接し、東北新幹線「新白河駅」から約2kmの位置に立地しており、交通アクセスの利便性が極めて優れている区域である。西郷村としても当該区域に研究開発施設を伴った企業の誘致を進めているところであり、今後も重点的に促進させる区域として設定することとする。

○「重点促進区域M」

当該区域は、都市計画法上の用途地域外に属する地区であるが、工場用地として既に造成されており、近隣には住宅等なく工場立地をするには、適した土地である。村としても産業を集積できる地区として重点促進区域として設定する。

○「重点促進区域N」

当該区域においては、交通インフラは整備されているものの近隣に住宅地もなく、新たな工場用地として面積も広大であり、村としても当該区域を空き工場用地の核として、成長ものづくり産業を推進するため重点的に促進すべき区域として設定する。

③泉崎村

本区域の特性として航空宇宙関連産業や医療福祉機器関連等の事業者が多数集積している場所であり、東北自動車道「矢吹IC」から自動車で5分、東北新幹線「新白河駅」から自動車で15分の場所に位置し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所である。当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

○遊休地等の賦存状況

区域設定に当たっては、平成28年工場適地調査において、泉崎村に約9ヘクタールが空き工業団地として把握されているが、新たな工場の用地として十分な面積を備えていることからこれを含めて重点促進区域を設定する。

○設定区域

高速交通体制の充実した立地に恵まれ国道4号線に接し、東北自動車道「矢吹IC」まで5分～10分程であり、交通のアクセスの大変良い地域である。進出企業の殆どが航空宇宙関連産業、医療福祉機器関連産業、輸送用機械関連産業などの中堅企業であることから、今後成長ものづくり産業を推進するため重点的に支援を投入すべき区域として設定する。

また、同地区には、約5ヘクタールの空き用地・空き工場があり今後新たな企業の進出が十分に見込まれる。

④中島村

本区域はJR「矢吹駅」から約4km、東北自動車道「矢吹IC」から約3km、福島空港まで約30分と良好なアクセスを有するなど交通インフラの充実した場所にあり、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進を行うことが適当であるため、重点促進区域

に設定することとする。

また、本区域は農業振興地域整備計画において農用地区域と設定されている区域を一部含むものであるが、当該農用地区域は、東日本大震災の影響により一定期間耕作が行われていないことに加え、農業従事者の減少や後継者不足等の理由から、現在荒廃農地となっており、今後農用地として利用する予定もないことから、近年実施する予定の同計画改定において、農用地区域から除外することとしており、当該整備計画との調和は図られるものである。なお、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

○遊休地等の賦存状況

区域設定に当たっては、平成 28 年工場適地調査において、中島村に遊休地等の活用可能な用地は存在せず、農用地区域を含むことによって、用地として十分な面積を備えることからこれを含めて重点促進区域を設定する。

○「重点促進区域 1」

区域の設定に当たっては、東京電力福島第 1 原発事故による放射能除染物仮置場として活用されている場所であり、搬出も進みまもなく全て搬出が終了予定である。

この場所と周辺の山林を含め、新たな工場の用地として十分な面積を備えていることから、重点促進区域を設定することとしている。地形は比較的平坦な地形である。

○「重点促進区域 2」

区域の設定に当たっては、農村工業団地（昭和 56 年造成）に隣接している地区で、電子機器関連産業や金属加工関係等製造業の企業が集約されている地域であり、新たな工場の用地として十分な面積を備えていることから、これを含めて重点促進区域を設定することとした。

この地区では現在 6 社が操業しており、成長ものづくり産業を推進するため重点的に支援を投入すべき区域である。

⑤矢吹町

本区域の特性として輸送用機械関連産業や医療福祉機器関連産業、再生エネルギー関連産業の事業者が多数集積している場所であり、東北自動車道「矢吹 IC」から自動車です 5 分、東北新幹線「新白河駅」から自動車です 25 分の場所に位置し、あぶくま高原道路を利用して、常磐自動車道路に接続できるなど、交通インフラが充実した場所である。当該区域において地域牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

また、「矢吹町都市計画マスタープラン」において、「2 矢吹テクノパーク地区」、「3 赤沢地区」、「7 丸の内」においては、「矢吹 IC」が隣接する立地特性を生かして、本町の工業振興を牽引する「工業拠点」として位置付けられている。

矢吹町としても、「第 6 次矢吹町まちづくり総合計画」において、「企業誘致の推進と働く場の確保」が重要施策の 1 つとして掲げられており、町では積極的に企業誘致及び雇用確保に取り組むこととしている。

また、本区域は農業振興地域整備計画において農用地区域と設定されている区域を一部含むものであるが、当該農用地区域は、東日本大震災の影響により一定期間耕作が行われていないことに加え、農業従事者の減少や後継者不足等の理由から、現在荒廃農地とな

っており、今後農用地として利用する予定はなく、近年実施する予定の同計画改定において、農用地区域から除外することとしており、当該整備計画との調和は図られるものである。なお、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項」において、土地利用の調整の方針を記載する。

○遊休地等の賦存状況

区域設定に当たっては、平成 28 年工場適地調査において、矢吹町に約 29 ヘクタールが空き工業団地として把握されているが、適地が点在し、まとまった面積が確保できない状況であり、一部農用地区域を含むことによって、用地として十分な面積を備えることからこれを含めて重点促進区域を設定する。

なお、都市計画法に基づく他の用途区域等については、利用できる土地が存在しないため、重点促進区域として設定しない。

○「1 堰の上地区」

当該区域は、約 26 ヘクタールもの用地があり、かつ比較的平坦な地形で、新たな工場の進出には十分な面積と優位な地形を備えられている。また、交通インフラも充実しており、近隣区域にはバイオマスや再生エネルギー関連の企業が立地していることから、これらの地域特性を生かし、成長ものづくり産業を重点的に推進するため、重点促進区域として設定する。

○「2 矢吹テクノパーク地区」

当該区域には、テクノパーク内に約 0.7 ヘクタールの空き区画、周辺地域には約 5 ヘクタールもの遊休地があり、新たな工場進出には十分な面積が備えられている。

また、交通インフラも充実しており、当該地域には、バイオマスや再生エネルギー関連の企業が立地していることから、これらの特性を生かし、成長ものづくり産業を重点的に推進するため、重点促進区域として設定する。

○「3 赤沢地区」

当該区域には、赤沢工業団地として 1 区画、当該周辺地域には約 5 ヘクタールの遊休地があり、新たな工場の進出には十分な面積が備えられている。

また、近年各種補助金やふくしま産業復興投資促進特区を活用した積極的な設備投資や雇用拡大が活発に行われている地域である。

この地域特性としては、再生エネルギー関連産業や輸送用機械関連産業、輸送・倉庫業が多く集積していること、交通インフラが充実していることが挙げられることから、新たな分野へ進出や関連企業の立地が大いに期待できることから、重点促進区域に設定する。

○「4 新町地区」

当該区域は、約 20 ヘクタールにわたり比較的平坦な地形が広がっており、新たな工場の用地として十分な面積及び優位な地形が備えられている。

また、交通インフラも充実しており、近隣区域には再生エネルギー関連や輸送用機械関連産業が集積している赤沢工業団地や矢吹テクノパークがあることから、これらの地域特性を生かし、成長ものづくり産業を重点的に推進するため、重点促進区域として設定する。

○「5 寺内地区」

当該区域は、約 30 ヘクタールもの遊休地があり、新たな工場進出に十分な面積が備えられている。

また、交通インフラも充実し、近隣地域には医療福祉機器関連産業や輸送業の企業が立

地していることから事業間取引やネットワーク構築に有利な状況であり、これらの特性を生かし、成長ものづくり産業を重点的に推進するため、重点区域として設定する。

○「6 丸の内地区」

当該区域は、空気圧縮機製造業及び IT0 タッチパネル等静電スイッチの製造など5社が立地している工業団地であり、「ふくしま産業復興企業立地補助金」を活用した設備投資や雇用拡大が積極的に図られており、かつ交通インフラも充実していることから、これらの特性を生かし、重点促進区域として設定する。

○「7 中丸地区」

当該区域は、約8ヘクタールにわたり比較的平坦な地形が広がっており、丸の内地区から近いこと、関連企業の工場進出が見込まれることから、重点促進区域として設定する。

○「8 西長峰地区」

当該区域には、輸送用機器関連産業が立地しており、今後事業拡大に伴う工場の増設が見込まれることから、重点促進区域として設定する。

○「9 田内地区」

当該区域は、隣接する天栄ホースパーク(街)が競走馬の育成・調教施設として運営されているが、新たに競走馬の繁殖事業を拡大するエリアを確保する計画地とされていることから、重点促進区域として設定する。

○「10 南町地区」

当該区域は、東北自動車道路及び主要地方道県道55号線並びに隈戸川に囲まれた地区で、高速交通体系に優れた産業用地であることから、重点促進区域として設定する。

⑥棚倉町

本区域の特性として医療福祉機器関連産業、輸送用機械関連産業の集積の形成が図られている地域かつ国道289号線を経由して東北自動車道までのアクセスが便利である場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業が重点的に促進を行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

○遊休地等の賦存状況

区域設定に当たっては、平成28年工場適地調査において、棚倉町に約8ヘクタールが空き工業団地として把握されているが、新たな工場の用地として十分な面積を備えていることからこれを含めて重点促進区域を設定する。

○「棚倉第2工場適地1～3」

区域の設定にあたっては、地形が平坦で国道289号線を経由して東北自動車道までのアクセスが便利であるなど企業立地に適しており、医療福祉機器関連産業の集積の形成が図られており、また、製造業に欠かせない運送業や倉庫業も立地していることから、運送業等と連携して一体的に産業の集積が期待できるため、重点促進区域として設定することとする。

○「逆川地区1、2」

区域の設定にあたっては、輸送用機械関連産業の集積の形成が図られている堤農工団地等に隣接し、製造業の物流に欠かせない運送業や倉庫業が集積している。また、国道289号線と県道棚倉矢吹線に面しており東北自動車道までのアクセスが便利であるなど隣接する輸送用機械関連産業等と連携して一体的に産業を推進するため、重点促進区域として設定することとする。

○「堤農工団地」

区域の設定にあたっては、軸受（ベアリング）分野で日本大手の日本精工(株)福島工場があり、輸送用機械関連産業の集積が図られている状況にある。隣接地には製造業には欠かさない倉庫業や運送業も立地しており、これも含めて連携して一体的に産業の集積を図ることから、重点促進区域として設定することとする。

また、国道 289 号線を経由して東北自動車道や新幹線までのアクセスが便利であり企業立地に適している区域である。

○「玉野地区」

区域の設定に当たっては、町北部において輸送用機械関連産業や医療福祉機器関連産業の集積の形成がされている地域の近隣にあり、これも含めて連携して一体的に製造業産業を推進するため重点的に支援を投入する区域である。

また、地形が平坦で国道 289 号線を経由して東北自動車道までのアクセスが便利であるなど企業立地に適しているため、重点促進区域として設定することとする。

○「福井農工団地」

区域の設定に当たっては、町北部において輸送用機械関連産業の集積の形成及び活性化が図られている区域に位置し、「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」の採択を受けて新工場を建設しており、積極的に設備投資を行っていることから、これを含めて重点促進区域を設定することとしている。

また、国道 289 号線を経由して東北自動車道や新幹線までのアクセスが便利であり企業立地に適している区域である。

○「上台農工団地」

区域の設定に当たっては、農村地域への工業等の導入を積極的かつ計画的に促進し、雇用を促進・確保するための目的で設置された区域で立地未決定地が 75,000㎡程度あり、輸送用機械関連産業の集積の形成及び活性化が図られている区域に隣接していることから、連携して一体的に産業の集積を図ることを目的とするため、重点促進区域として設定することとする。

○「上台地区 1～4」

区域の設定に当たっては、輸送用機械関連産業の集積されている地域であり、ふくしま産業復興投資促進特区において設備投資や被災雇用の指定を受けており積極的な設備投資や雇用を行っているため、将来産業の集積が期待出来るものと考えられることから、重点促進区域として設定することとする。

○「調練場地区」

区域の設定に当たっては、輸送用機械関連産業の集積が形成され、積極的に設備投資や雇用を行っている地域に隣接しており、新たな工場の用地を備えていることから、これを含め重点促進区域を設定することとしている。

○「中居野地区」

区域の設定に当たっては、町中央部において数少ない建設産業資材の製造業が集積されている区域であり、新たに工場を新設するなど設備投資を積極的に行っていること、また、町の主要国道 118 号線を経由して東北自動車道や新幹線までのアクセスが便利でありことから、将来的に期待が持てるため、これを含めて重点促進区域を設定することとしている。

○「舘ヶ丘地区」

区域の設定に当たっては、「ふくしま産業復興企業立地補助金」を活用し、生産用機械器具部品製造業が立地し操業を開始しており、さらに「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」を活用して新たな工場を建設するなど、設備投資が活発に行われていることから、これらを含めて重点促進区域を設定することとしている。

また、国道 118 号線を経由して東北自動車道までのアクセスが便利であるなど、企業立地に適した地区となっている。

○「流地区」

区域の設定に当たっては、設備投資が活発に行われている生産用機械器具部品製造業が集積されている地域の近隣に位置し、以前、電子機械関連産業の集積が図られていたことも含めて連携して一体的に産業の集積を図ることから、重点促進区域として設定することとする。

○「中山本地区」

区域の設定に当たっては、設備投資が活発に行われている舘ヶ丘地区と隣接しており、既存の産業集積区域と一体的に産業集積を図ることで、更なる事業効果が期待できる区域であるものと位置付けて考えることから、重点促進区域として設定することとしている。

⑦矢祭町

本区域の特性として医療福祉機器関連産業、食品関連産業の集積の形成が図られている地域かつ国道 289 号線を経由して東北自動車道までのアクセスが便利である場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業が重点的に促進を行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

○遊休地等の賦存状況

工場適地調査において、当該区域内には、現在、遊休地等の活用可能な用地は存在しない。

○共通事項

矢祭町では、従前から、診療化成(株)をはじめとした医療福祉機器関連産業や、増子椎茸園をはじめとした食品・飲食関連産業の企業も立地しているところである。

また、日本珪瑯釉薬(株)では、ふくしま産業復興企業立地助金の採択を受け工場を増設したところであり、今後もこれに関連した新たな設備投資や企業立地が期待できる。

○「町南部（矢祭第一工業団地、矢祭第二工業団地、矢祭第三工業団地、山下地区①～③、下関地区①～⑨、下関工業団地、上関地区①～④、大埜地区①～③、小田川地区）」

工業団地との地理的近接性を有することから、電子機器関連産業等の集積を図り、地域牽引事業を重点的に促進する。

○「町西部（茗荷地区①～④、内川地区①～⑦）」

従前から医療福祉機器関連産業、輸送用機械関連産業、食品関連産業等が立地していたところである。当該地域の強みである木材・食品生産・加工技術を活かした食品関連産業、地域資源活用型産業の集積を図り、地域経済牽引事業を重点的に促進する。

○「町北部～中心部（石井地区①～⑤、東舘地区、宝坂地区、関岡地区）」

町の中心に位置し、従前から電子機器関連産業、食品関連産業、輸送用機械関連産業、地域資源活用型産業等が立地していたところである。当該地域の強みである木材・食品生産・加工技術を活かした食品関連産業、地域資源活用型産業の集積を図り、地域経済牽引

事業を重点的に促進する。

⑧埴町

本区域の特性として町の中央部の工業団地を中心として各企業が積極的な設備投資を行うなど電子機器関連産業の集積の形成及び活性化が図られている地域かつ国道 289 号線を経由して東北自動車道までのアクセスが便利である場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業が重点的に促進を行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

○遊休地等の賦存状況

工場適地調査において、当該区域内には、現在、遊休地等の活用可能な用地は存在しない。

○設定区域

町内各地に点在している集積団地を設定することにより今後地元での雇用の場の提供と経済の活力再生、若者の定住化を図り、当該区域において地域経済牽引事業が重点的に促進を行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

⑨鮫川村

本区域の特性として国道 289 号線を経由して東北自動車道までのアクセスが便利である場所でもあり、当該区域において地域経済牽引事業が重点的に促進を行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

○遊休地等の賦存状況

工場適地調査において、当該区域内には、現在、遊休地等の活用可能な用地は存在しない。

○設定区域

区域の設定に当たっては、製造業が集積されており、新たな工場の用地として有力なであり、産業の推進が期待できることから、当該区域において地域経済牽引事業が重点的に促進を行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定

別紙のとおり。

※設定する区域は、令和 3 年 11 月 17 日現在における地番により表示したものである。

なお、工場立地法の特例の適用にあたっては、地域の実情、住民の意思を踏まえ、特定工場周辺の生活環境の保持を適切に図るとともに、県・市町村の環境保全部局や関係機関との調整を行うものとする。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

①【地域の特性】 県南地域の電子デバイス関連産業の集積

【活用戦略】 成長ものづくり

- ②【地域の特性】東北新幹線や東北自動車道などの交通・物流インフラ
【活用戦略】成長ものづくり
- ③【地域の特性】森林等豊かな環境資源
【活用戦略】再生可能エネルギー・水素・環境・リサイクル
- ④【地域の特性】県南地域のふくしまロボット産業推進協議会の知見
【活用戦略】第4次産業革命
- ⑤【地域の特性】県南地域の航空宇宙産業の技術
【活用戦略】成長ものづくり
- ⑥【地域の特性】県南地域の電子デバイス関連産業の産業集積
【活用戦略】医療関連産業

(2) 選定の理由

- ①【地域の特性】県南地域の電子デバイス関連産業の集積
【活用戦略】成長ものづくり

県南地域の製造品出荷額等(8,624億円)の業種別シェアでは、電子部品・デバイス・電子回路製造業が最も大きな割合で約17.3%を占めている。

電子部品・デバイス・電子回路製造業においては、特に、高純度シリコン単結晶品、鏡面ウエーハを生産している信越半導体(株)をはじめとして、アルミ電解コンデンサの主要企業であるケミコン福島(株)、プリント回路関連で銅張積層板を製造しているMGCエレクトロテクノ(株)等高い技術力を有した主要企業が立地しており、県内他地域の企業間取引拡大や相互連携などにより成長ものづくりを推進する環境が整っている。

- ②【地域の特性】東北新幹線や東北自動車道などの交通・物流インフラ
【活用戦略】成長ものづくり

ものづくりの基盤を支える交通インフラとして、東北自動車道、あぶくま高原道路、東北新幹線などの高速交通体系が整備されている。福島空港や重要港湾である小名浜港とも近接しており、物流環境が整備されている地域でもある。そのため、ものづくりの重要拠点である首都圏や国内主要都市に対して、アクセスが容易な環境であり、調達リードタイムや配送タイムの短縮、物流コストの低減などが期待でき、ものづくりの拠点としての良好な環境が整っている。

具体的には、東北新幹線では東京駅～新白河駅が1時間11分で1時間あたり1～2本、東北自動車道では川口JCT～白河ICが2時間30分と首都圏に短時間でアクセスできるという地域である。

こうした背景から、今後の国内の成長産業である航空宇宙産業や東北の成長産業である自動車産業などの育成等により地域の経済を牽引するものである。

- ③【地域の特性】森林等豊かな環境資源
【活用戦略】再生可能エネルギー・水素・環境・リサイクル

国産材製材において日本最大級の工場が立地するなど、森林などの豊かな地域資源を生かした木材関連産業が集積しているとともに、製材の端材や未利用間伐材（790 千 m³）等について、再生可能エネルギーとして利活用が推進されている。

地元産のヒノキの間伐材を利用した太陽光パネル架台による 4 MW のメガソーラー事業や、ドイツ企業が開発した先進的な小型熱電併給装置（CHP）を用いた福島大学との共同研究が進められているほか、未利用間伐材を活用した新たな地産地消のモデル構築に向けて、年間で最大 2,000 トンを供給できる最新の木質ペレット工場が棚倉町で稼働しており、再生可能エネルギーをはじめ、環境・リサイクル分野の推進が期待される。

また、資源の乾燥や処理技術を有する企業が、下水汚泥から水素を取り出すプラントの開発に取り組むなど、水素社会実現に向けた取組が進められている。

なお、県では商工業振興基本計画においても、再生可能エネルギー・水素・環境・リサイクル関連産業の育成・集積を掲げ、関係機関と連携を図りながら、ネットワークの構築を始め、企業の新規参入や販路拡大を図るとともに、研究開発等を支援している。

④【地域の特性】県南地域のふくしまロボット産業推進協議会の知見

【活用戦略】第 4 次産業革命

県南地域では、白河市を中心に素形材産業が集結した「白河素形材ヴァレー」が構成されるなど、ロボットの要素技術として応用可能な技術を有する企業が存在する。これらの企業等も属する「ふくしまロボット産業推進協議会」では 4 分野の検討会（ドローン活用検討会、医療・生活支援ロボット検討会、ロボット部材開発検討会、ロボット・ソフトウェア検討会）を設け、知見の蓄積、相互交流、普及啓発等の取組を推進しており、県南地域の 13 社が参画している。

また、ロボット技術に関して、近隣の相双地域に整備が進められている福島ロボットテストフィールド（南相馬市）があり、当該協議会の知見を活用しながら技術開発を進める。県としても、このような取組の後押しをすべく、企業や大学等が取り組むロボット開発や要素技術開発への支援を実施するほか、県の試験研究機関によるロボット開発に加え、県の事業である災害対応等ロボットの導入支援や販路拡大、普及啓発、人材育成の取組等を進める。

このように「ふくしまロボット産業推進協議会」に集約される知見を活用し、第 4 次産業革命を推進する。

⑤【地域の特性】県南地域の航空宇宙産業の技術

【活用戦略】成長ものづくり

県南地域には、航空宇宙産業の参入実績のある企業、参入し得る技術を持つ企業が機械加工を中心に 6 社存在している。

うち 1 社は、航空機機体関係の治具を国内重工メーカーから受注しているとともに、今年度に国際認証規格 JISQ9100 を取得予定であり、今後の事業拡大を念頭に設備投資も積極的に行っている。

その他の企業も航空機関係の防衛品について受注実績があるなど、今後も当地域の企

業では航空宇宙産業において成長が見込まれるため、成長ものづくり産業における地域活性化が期待される。

なお、県では、航空宇宙関連産業を再生可能エネルギー、医療、ロボット関連産業と併せて重点業種に位置づけており、航空宇宙フェスタの開催、認証取得や参入支援のための専門家（コンサルタント）派遣、認証取得経費の一部補助等を行っている。

⑥【地域の特性】県南地域の電子デバイス関連産業の産業集積

【活用戦略】医療関連産業

電子デバイス関連集積については、前述①で記載したとおりであり、このような電子デバイス関連産業の産業集積を背景に、県南地域に立地する 12 企業・団体が福島県医療福祉機器産業協議会を通じて事業の活性化を図っている。特に、近年、海外市場との繋がりを持った企業としてエコー電気（株）や（有）エスクがあるほか、世界最大のシェアを持つ内視鏡製造事業者白河オリンパス株式会社も立地しており、高力量処置具及びトレーニング機器の開発が行われるなど、促進区域では高度な部品の供給等を通じて技術の発展や医療関連産業クラスターの形成が期待できる。

また、白河市では「産業サポート白河」による取組を通して医療関連産業を含む創業支援や人材育成を行っており、地域における医療関連産業のさらなる発展を目指す基盤を構築している。

なお、福島県では、景気変動に左右されにくく長期にわたって取引関係が続くことが期待され、かつ、付加価値の高い取引が可能な有望産業として医療機器関連産業を福島県総合計画「ふくしま新生プラン」における重点業種の一つとして位置付けて、医療器具を開発する人材の育成や企業が有する技術・製品を国内外に発信し販路拡大などを支援している。

以上より、電子デバイス関連産業の産業集積を活用した医療機器等生産に係る設備投資や開発活動などの地域経済牽引事業の創出を図るものとする。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（１）総論

地域の特性を生かして、成長ものづくり分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

（２）制度の整備に関する事項

① 不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設に関する検討

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税、固定資産税の減税措置に関する条例の制定を検討する。

② 地方創生関係施策

- ・ 県南地域の航空宇宙産業の技術を活用した成長ものづくり分野において、地方創生推進交付金等適切な施策を検討し、成長ものづくり分野の航空宇宙産業において、地域経済牽引事業者への設備投資支援による事業環境の整備や新規参入企業の育成等を実施予定。
- ・ 県南地域のふくしまロボット産業推進協議会の知見を活用した第4次産業革命において、地方創生推進交付金等適切な施策を検討し、ICT関連産業の集積を図り、人材の定着を図るため、サテライトオフィス等の整備や入居企業への支援等を実施する予定。
- ・ 県南地域のふくしまロボット産業推進協議会の知見を活用した第4次産業革命において、地方創生推進交付金等適切な施策を検討し、ロボットテストフィールド及び国際産学官共同利用施設の整備及び機能の充実を図るとともに、ロボット関連産業の集積を図り、企業や大学等が取り組むロボット開発や要素技術開発、県の試験研究機関によるロボット開発、災害対応等ロボットの導入支援や販路拡大、普及啓発、人材育成の取組等を実施する予定。
- ・ 県南地域の電子デバイス関連産業の産業集積を活用した医療関連産業分野において、地方創生推進交付金等適切な施策を検討し、ふくしま医療機器開発支援センターを最大限に活用し、県内企業の設備や機能の充実を図るとともに、県内企業等が有する技術・製品を広く県内外に発信し、販路拡大、人材育成等を実施する予定。
- ・ 地方創生推進交付金等適切な施策を検討し、カーボンニュートラルの実現に向け、エネルギー・エージェンシーふくしまを始め、産学官金と連携を図りながら、再生可能エネルギー・水素・環境・リサイクル分野において、ネットワークの構築から、新規参入、人材育成、研究開発、事業化、販路拡大、海外展開まで一体的に支援するとともに、中小企業が行う脱炭素化に向けた取組や RE100 工場など産業部門の脱炭素化モデル創出などを実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

- ① 地域企業の技術力等向上のため、県、市町村等が保有する分析・解析結果、技術情報など保有している情報であって、資料として開示している情報等については、インターネット等を通じて適切に公開していく。
- ② ハイテクプラザにおいて、県内企業の新商品開発の促進を図るため、大学企業、他県の公設試験研究機関等と連携し、研究・開発を行うとともにその研究成果をインターネットで公開すること等により、県内企業へ技術移転の推進を図る。
- ③ ふくしま医療機器開発支援センターにおいて、医療機器の開発から事業化までを一体的に支援するため、生物学的安全性試験などや臨床現場に即した環境で人材育成・訓練を実施する等により、医療機器分野への新規参入・事業化を総合的にサポートしておりインターネットなどで情報発信をする。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

県南地方振興局内及び、白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村の企業立地担当課に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、知事や市町村長にも相談した上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①一般社団法人産業サポート白河等との連携

県南地域の産業活力を持続的に発展させるため、地域産業支援、新規創業支援、産学官の連携支援、地域内企業ネットワーク支援などを実施している、(一社)産業サポート白河等支援機関と、県、市町村が連携し、各種施策を効果的に実施する。

②インフラ整備

製品の輸送等を円滑化するため、東北自動車道「白河中央スマート I C」のフル規格化などインフラの整備を進めるとともに、施設の維持管理に努める。

(6) 実施スケジュール

取組事項	H29 年度	H30 年度～R4 年度	R5 年度(終期)
【制度の整備】			
①ー 1 不動産取得税の減免措置の創設	今後、議会に条例案提出・審議、条例施行後受付	運用	運用
①ー 2 固定資産税の減免措置の創設	12 月議会に条例案提出、審議 12 月条例施行、受付開始	運用	運用
②地方創生推進交付金の活用	今後、地方創生推進交付金の活用を検討	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①県、市町村等が保有する分析・解析結果、技術情報の情報提供	運用	運用	運用
②ハイテクプラザによるインターネット情報公開	運用	運用	運用
③ふくしま医療機器開発支援センターによるインターネット情報公開	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談窓口	10 月設置、運用	運用	運用
【その他】			
①(一社)産業サポ	運用	運用	運用

ート白河や各商工 団体等との連携			
②インフラ整備(白 河中央スマート I Cフル規格化工事)	9月工事完了 10月運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、福島県が設置する産業支援機関や人材育成機関、(一社)産業サポート白河、(一財)ふくしま医療機器産業推進機構、各金融機関など、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。このため、福島県県南地域では、計画期間中をめぐりにこれらの支援機関の大多数を含んだ連携支援計画の作成が行われることを目標として、関係支援機関の理解醸成に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①一般社団法人産業サポート白河

本地域の産業活性化を目的に、人材育成、販路開拓、経営コンサルタント、創業支援、情報提供等の幅広い支援事業を行っており、地域の企業支援に不可欠な役割を果たしている。

また、県南地域の企業間ネットワークや産学官連携の核となっており、地域の優位性を生かした共同受注や共同出展などの支援事業を展開し、地域産業の活性化に貢献している。

②一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構

医療機器に関する安全性評価と事業化支援並びに医療機器に関する医療従事者等を通じて、医療機器の開発促進を図り、医療の安全確保と医療機器産業の発展へ貢献することを目的に支援を行っている。

指定管理者として運営しているふくしま医療機器開発支援センターは、各種環境試験機器・分析機器による電気物理化学的安全性試験と、大型動物を用いた生物学的安全性試験の双方に対応する安全性評価機能や新規参入を目指す企業に対するコンサルティング機能などで、医療機器の開発から事業化までを一体的に支援する国内初の拠点となっている。

③技術支援等に関する事項

福島県ハイテクプラザ及び同福島技術支援センターの機能強化〔実施者：福島県〕

地域企業の産業競争力の回復、地域経済の再生のため、ハイテクプラザや大学の研究機関等が長年にわたって蓄積してきた技術・知識を地域産業と有機的に結びつけ、国際競

力を持った技術・製品が生まれる環境整備を推進する。(共同研究、技術相談、設備機器開放、依頼試験等ハイテクプラザ機能の強化)

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の順守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うことになった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等、温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、国立公園・国定公園を含む地域経済牽引事業計画を承認する際は、地方環境事務所(あるいは都道府県自然環境保全部局)と調整を図るものとする。

(2) 安全な住民生活の保全

①犯罪及び事故の防止に配慮した施設の整備と管理

犯罪及び事故の防止を図るため、住民の理解を得ながら、見通しを確保した施設の配置、歩道と車道の分離、防犯カメラや防犯灯等の設置などに努める。

②地域における防犯活動への協力

事業者等は、地域住民等が行う犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動に積極的に参加するほか、活動に必要な情報、物品、場所等を提供するなどの協力を住民の理解を得ながら行う。

③犯罪捜査への協力等

事業者等は、事件・事故発生時における警察への連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を行うとともに、企業立地を通じた産業の集積に伴い新たに必要となる警察活動に要する経費を措置する。

④暴力団の排除

暴力団等反社会的勢力を排除するとともに、同勢力からの様々な要求には応じない。

⑤従業員に対する防犯指導

事業者は従業員に対して各種法令の遵守について十分な指導を行う。また、外国人従業員に対しては日本の法制度について指導教育を徹底する。

⑥不法就労の防止

事業者は外国人を雇用しようとする際には、必ず旅券等により当該外国人の就労資格の有無を確認する。

(3) その他

①PDCA体制整備等

毎年、基本計画及び承認事業計画の進捗状況の把握や効果の検証に努める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

重点促進区域においては、次のとおり、農用地区域が存在しているため、これらの地域において、地域経済牽引事業を実施する場合には、土地利用調整計画を策定する必要がある。

当該地域においては、東北自動車道やあぶくま高原道路等、交通インフラが整備されている地域であり、また、航空機機体関係の治具を国内重工メーカーから受注している企業が立地していることから、交通・物流インフラを活用した成長ものづくり分野及び航空宇宙産業の技術を活用した成長ものづくり分野における地域経済牽引事業を推進していく。

①中島村「乗越、上入久保、獅子山地区」

(農地) 乗越 63-1 上入久保 18、44、39、15、54、50-27、50-3、20、21、50-11、50-1、50-10、50-19、50-17、50-19、50-4、37-4、36、34-7、34-1、31、34-4、32 獅子山 1

(地区内における公共施設整備の状況)

道路は総延長 81,523m、橋りょうは総整備面積 1,529 m²、上水道は、導水管延長 1,837m、送水管総延長 1,238m、配水管総延長 60,288m、下水道は管渠総延長 49,417m整備されており、新たに公共施設整備を行う必要はない。

(地区内の遊休地等の状況)

地区内に遊休地は存在しない。

(他計画との調和等)

重点促進区域に設定されている地区については、「中島村第5次総合振興区域」において、企業のニーズに合わせた企業誘致を進める対象区域としている。

また、農業振興地域整備計画に基づく当該農用地区域については、東日本大震災の影響により一定期間耕作が行われていないことに加え、農業従事者の減少や後継者不足等の理由から、現在荒廃農地となっており、今後農用地として利用する予定はなく、近年実施する予定の同計画改定において、農用地区域から除外することとしており、当該整備計画との調和は図られるものである。

②矢吹町「1 堰の上地区」

(農地) 堰の上 516 番地 堰の上 517 番地 堰の上 518 番地 堰の上 519 番地
堰の上 520 番地 堰の上 521 番

(地区内における公共施設整備の状況)

道路は総延長 369,511m、橋りょうは総整備面積 5,227 m²、上水道は総管路延長 181,478m、下水道は総管路延長 99,357mが整備されている。

当該地域は、旧営林署の苗畑跡地で大半が国有地となっている。また、県で定めた「復興・再生に向けた工業団地整備の基本方針」において復興工業団地として位置付けられている地域であるため、町として公共施設等の整備を行うことはない。

(地区内の遊休地等の状況)

重点促進区域の区域内においては、次のとおり遊休地等が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これらの遊休地を優先的に活用することとする。

【堰の上地区】

(遊休地等) 堰の上 160 番地 1 井戸尻 222 番地 1 井戸尻 291 番地
井戸尻 292 番地 1 井戸尻 293 番地 1 井戸尻 294 番地
井戸尻 295 番地 1 井戸尻 295 番地 2 井戸尻 296 番地
井戸尻 297 番地 井戸尻 298 番地 井戸尻 299 番地

(他計画との調和等)

本地区の農業振興地域整備計画に基づく当該農用地区域については、東日本大震災の影響により一定期間耕作が行われていないことに加え、農業従事者の減少や後継者不足等の理由から、現在荒廃農地となっており、今後農用地として利用する予定はなく、近年実施する予定の同計画改定において、農用地区域から除外することとしており、当該整備計画との調和は図られるものである。

③白河市「27 大信第 1 工業団地」

(農地) 大信下新城字下谷地田 1-1、2-1、3、4、5、7-1、7-2、11、12、13、56-1、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67-1、68、69-1、70-1、70-2、71-1

大信下新城字堀米 8、9、10、39-1、40、42、43、44、45、46、47-1、47-2、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58-1、59、66、68

大信下新城字下原 2、3、4、13、14、16、17、18、19、21

(地区内における公共施設整備の状況)

道路は総延長 1,005m、上水道は総管路延長 842m、下水道は市町村設置型合併浄化槽整備区域となっている。市として公共施設等の整備を行うことはない。

(地区内の遊休地等の状況)

重点促進区域の区域内においては、次のとおり遊休地等が存在しているため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、これらの遊休地を優先して活用することとする。

なお、市内の他の遊休地については、福島県が産業集積を進めるロボット関連産業や航空宇宙産業、医療福祉機器関連産業の企業の集積を目指しており、立地面での条件を満たす企業全てを誘致の対象としているのではないため、当該重点促進区域を活用する。

【大信第 1 工業団地】

(遊休地等) 大信下新城字下谷地田 62、67-1、68、69-1、70-1、70-2、71-1

大信下新城字堀米 50、53、54、55、58-1、59

大信下新城字下原 19、21

(他計画との調和等)

農業振興地域整備計画においては優良農地を確保するとともに、その効率的利用に努めるとしている。一方で、荒廃状況に応じて農業以外の土地利用についての検討や、快適で安全な暮らしに必要な定住環境の整備等を推進することにより、魅力ある農村の形成を目指すとしている。

次世代に農地を引き継ぐため、耕作者の高齢化が進む当該地についても、人・農地プランの作成により認定農業者への集積、集約に向け周知・啓発を図っているが、当該地域の認定農業者数は限られており、当該農用地区域は、用水受益の末端の区域であり、高温渇水時期の区域内への用水供給は極めて難しく、一部には荒廃農地が存在する状況のため、今後農地の集積、集約は厳しい地域であり、農地としての確保は難しい。

そのため、荒廃が進む当該地を工場等の立地による土地利用を進めることや、地域住民が集う公園や多目的広場の整備を立地企業に促すことで魅力ある農村の形成を目指すこと、さらに農外所得を求める農業従事者の他産業への就業機会の確保にも繋げるなど農業振興地域整備計画との調和が図られているものである。

国土利用計画に基づく当該地は、低未利用地を必要性の高い土地利用への転換を図るとしており、当該国土利用計画との調和は図られているものである。

都市計画マスタープランに基づく当該地は、隈戸川流域に該当し、豊かな田園風景を保全する必要がある。既存工業団地の隣接地に物流・製造拠点を集約させることは、流域の田園風景を保つことに繋がるため、都市計画マスタープランとの調和は図られているものである。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域については、遊休地を含め上記(1)において把握された工場適地や業務用地を優先して設定することとする。また土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の自体が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

①中島村「乗越、上入久保、獅子山地区」

ア農用地区域外での開発を優先すること

中島村は、村の大部分が農用地区域に指定されている。そのため、村北部に位置する促進区域1、村中部に位置する促進区域2など、除外が比較的容易な地域における開発を優先することとする。

イ周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすること

中島村には集团的農地があるが、やむを得ずこうした農地に航空宇宙関連機産業等の進出計画がある場合においても、集团的農地の中心部を開発するなど高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態は避けるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。

また、今後、土地改良事業の実施予定はない。

ウ面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において航空宇宙関連機産業等の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

エ面的整備を実施した地域を含めないこと

当該重点促進区域内の農地において、圃場整備事業等を実施した農地は含まれておらず、今後も実施する予定はないが、実施することとなった場合は土地利用調整区域に含めないものとする。

オ農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにする。具体的には以下のとおりとする。

- ・農地中間管理機構の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述したア～ウの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先すること。

②矢吹町「1 堰の上地区」

ア農用地区域外での開発を優先すること

矢吹町は、町の大部分が農用地区域に指定されている。そのため、町西部に位置する赤沢工業団地や矢吹テクノパーク、堰の上地区、南部に位置する中畑南地区や寺内地区など指定外の地域における開発を優先することとする。

イ周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすること

矢吹町には集团的農地があるが、やむを得ずこうした農地に航空宇宙関連機産業等の進出計画がある場合においても、集团的農地の中心部を開発するなど高性能農業機械による営農に支障が生じるような事態は避けるなど、農地の効率的な利用に支障が生じないようにすることとする。

また、今後、土地改良事業の実施予定はない。

ウ面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において航空宇宙関連機産業等の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

エ面的整備を実施した地域を含めないこと

当該重点促進区域内の農地において、圃場整備事業等を実施した農地は含まれておらず、今後も実施する予定はないが、実施することとなった場合は土地利用調整区域

に含めないものとする。

オ農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにする。具体的には以下のとおりとする。

- ・農地中間管理機構の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述したア～ウの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先すること。

③白河市「27 大信第一工業団地」

ア農用地区域外での開発を優先すること

白河市は市の一部が農用地区域に指定されている。当該区域には広く農用地区域を含んでおり、農用地区域外での開発を優先するが、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、まず農用地区域内に存する農地以外の土地の利活用について検討する。

イ周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

白河市には集团的農地があるが、やむを得ずこうした農地に成長ものづくり分野の進出がある場合においても、集团的農地の中心部を開発するなど高性能農業機械による営農に支障が生じる、また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じるような事態は避け、農地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。

ウ面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において成長ものづくり分野等の用に供する施設を整備する場合は個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

エ面的整備を実施した地域を含めないこと

当該重点促進区域内の農地において、圃場整備事業等を実施した農地は含まれておらず、今後も実施する予定はないが、実施することになった場合は土地利用調整区域に含めないものとする。

オ農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにする。具体的には以下のとおりとする。

- ・農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めないこと。
- ・農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述したア～ウの考え方に

基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこと。

- ・農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先すること。

（３）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項
該当なし。

１０ 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和５年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 47 号）附則第 7 条第 1 項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和５年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和５年度中に作成する予定である。そのため、令和５年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和５年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和５年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）